

# 令和7年度合唱団育成事業開催要項

## 1 目的

合唱団育成事業は、公益財団法人那須野が原文化振興財団（以下「財団」といいます。）の自主事業として開催する文化活動育成事業の一環として、合唱団育成講座により育成された合唱団（以下「合唱団」という。）の育成を目的とします。

大田原市・那須塩原市民をはじめ、広く一般から募集する参加者に、合唱団団員として合唱技術の向上はもとより、合唱の楽しさと喜びを与えるとともに、合唱団の日頃の練習の成果の発表の場を提供し、もって地域音楽文化の向上と振興を図ることを目的とします。

## 2 事業

合唱団育成事業は、次の2事業とします。

### (1) 一般合唱団育成事業（以下「一般合唱事業」といいます。）

那須野が原ハーモニーホール合唱団（以下「ハーモニーホール合唱団」といいます。）の育成

### (2) 少年少女合唱団育成事業（以下「少年少女合唱事業」といいます。）

那須野が原少年少女合唱団（以下「少年少女合唱団」といいます。）の育成

## 3 主 催

公益財団法人那須野が原文化振興財団

## 4 後 援

大田原市教育委員会、那須塩原市教育委員会

## 5 事業運営

財団及び合唱団が連携して運営に当たる。

なお、合唱団役員、会費及び合唱団の自主的な活動など、財団以外の合唱団の運営に関する事項については、本事業の要項の範囲内で、団則等で定めるものとします。

## 6 参加資格

参加資格は次の通りとします。なお、在勤・在住地は問いません。

### (1) 一般合唱事業

高校生以上とします。

### (2) 少年少女合唱事業

原則として小学生から中学生までとします。なお、中学3年生時に受講していた高校生はサポート役として受講することもできます。また、本事業の運営に当たり必要と認められる場合には、少年少女合唱団の定める団則等によるものとします。

## 7 募集人員

### (1) 一般合唱事業

ハーモニーホール合唱団の各パート（ソプラノ・アルト・テノール・バス）を募集します。定員はなしとします。

- (2) 少年少女合唱事業  
少年少女合唱団の定員は30名程度とします。
- 8 参加者の募集  
各合唱団団員としての参加者の募集は、財団が合唱団と連携して両市の広報紙及びホール情報紙等により広く募集します。
- 9 合唱指導者等  
財団が選任する講師等とします。
- 10 経費負担  
本事業に係る、指導者等謝金及び事務的経費については、財団の当該予算の範囲内で支出するものとします。また、受講生一人につき月額大人1,000円、学生500円を、前期(原則4月)、後期(原則10月)にわけて徴収します。  
※ 合唱団の自主的な活動、演奏会の費用等、財団の予算を超える費用については、団則等で定める会費等でまかなうこととします。
- (1) 中途参加者  
月割りで徴収を行います。
- (2) 中途脱退者  
一切、返金を行いません。
- (3) 徴収方法  
団員取り纏めの上納付、又は、直接納付とします。
- 11 練習日時  
練習日時、回数は次に定めるものとします。  
なお、ここで定める回数を超える練習については、合唱団の自主的な活動とします。
- (1) 一般合唱事業  
原則として、5月から開講予定とし月曜日の午後7時から午後9時までとします。  
ただし、突発的な演奏会や事業等があり、財団が必要と認めた場合にはその限りではありません。
- (2) 少年少女合唱事業  
原則として、木曜日の午後6時45分から8時45分までとします。  
ただし、突発的な演奏会や事業等により、財団が必要と認めた場合にはその限りではありません。
- 12 練習会場  
原則として、ホール(大ホール、小ホール、交流ホール、リハーサル室の単独、若しくは複数施設)を使用します。  
また、自主事業、貸館等により那須野が原ハーモニーホールの使用ができない場合においては、他に振り替えることができます。
- 13 成果発表  
練習成果の発表は、年度中に行うものとし、財団は会場を提供します。